

第12章 中小企業に対する助成等

第1節 中小企業に対する公害防止資金の融資制度等

第1 中小企業公害防止資金特別融資

府では、中小企業における公害防止資金の円滑な融通を図るため、昭和36年度から中小企業公害防止資金特別融資制度を設けており、中小企業者が行う公害防止設備の設置・改善・工場移転等の公害防止対策の促進に寄与するとともに、公害規制の動向に対応して融資条件の緩和、利子補給による利息負担の軽減など本制度の改善に努めている。

昭和53年度の融資実績は、融資件数180件、融資金額20億2,000万円となっている(表3-12-1)。

表3-12-1 施設別融資実績の推移

(単位：千円)

施設別区分	年度		昭 49		50		51		52		53	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ばい煙、ガス、粉じん処理施設	155	1,322,200	102	854,000	73	627,100	61	471,700	47	381,600		
汚水処理施設	128	1,315,900	112	1,157,900	105	1,094,000	104	1,081,000	80	924,200		
騒音・振動防止施設	57	779,900	57	600,600	48	671,900	66	818,250	41	610,500		
産業廃棄物処理施設	10	80,500	4	26,800	5	55,500	7	43,000	4	25,500		
地盤沈下防止施設	—	—	—	—	—	—	2	27,500	8	78,200		
合 計	350 (40)	3,498,500 (715,100)	275 (30)	2,639,300 (466,000)	231 (48)	2,448,500 (717,300)	240 (52)	2,441,450 (771,500)	180 (31)	2,020,000 (541,500)		

(注) () 内は工場移転に係るものを示す。

第2 中小企業設備近代化資金等の貸付け

中小企業における設備の近代化あるいは企業構造の高度化を図るため、中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）及び中小企業振興事業団法（昭和42年法律第56号）に基づき、それぞれ中小企業設備近代化資金貸付制度、中小企業高度化資金貸付制度が設けられており、昭和53年度における公害関係の貸付実績は表3-12-2及び表3-12-3のとおりである。

表3-12-2 中小企業設備近代化資金貸付実績（昭和53年度）

（単位：千円）

区 分	件 数	金 額
大 気 汚 染 防 止 関 係	2	18,760
水 質 汚 濁 防 止 関 係	6	41,994
騒 音 ・ 振 動 防 止 関 係	2	4,448
合 計	10	65,202

表3-12-3 中小企業高度化資金貸付実績（昭和53年度）

（単位：千円）

貸 付 の 種 類	貸 付 対 象	件数	金 額
共同公害防止資金	汚 水 処 理 施 設	1	60,720
工場等集団化資金	騒音・振動型工場等の集団化	4	2,476,240
工場共同利用資金	〃	6	1,757,052
合 計	計	11	4,294,012

第3 水銀等被害中小企業緊急融資利子補給事業に対する補助

魚介類の水銀・PCB汚染により、経営に被害を受けた鮮魚小売商等の中小企業者に対し、水銀等による水産動植物の汚染に係る被害漁業者等に対する資金の融通に関する特別措置法（昭和48年法律第100号）に基づき、市町村が行う融資措置に係る利子補給事業に対し、昭和53年度において次のとおり補助を行った。

- (1) 対象市町 大阪市ほか20市町 (2) 対象件数 444件
 (3) 利子補給総額 588,076円 (4) 府補助額 485,136円(うち国庫補助金382,245円)

第2節 工場の適正配置及び集団化の促進

過密地域に生じている公害問題の除去を図り、併せて中小企業の振興と計画的な地域開発を推進するため、府では財団法人大阪府中小企業団地開発協会及び公害防止事業団による中小企業団地造成事業を促進している。

昭和53年度におけるこれらの概況は表3-12-4及び表3-12-5のとおりである。

表3-12-4 財団法人大阪府中小企業団地開発協会による団地造成事業

(昭和53年度)

区分	団地名	富田林団地	柏原・羽曳野団地
位置		富田林市若松町、中野町、川面町地区	柏原市円明町、羽曳野市駒ヶ谷地区
開発計画面積		292,800㎡	393,237㎡
総買収面積		341,688㎡	421,510㎡
実施状況		富田林市施行の土地区画整理事業により用地を造成することになっており、昭和51年4月土地区画整理審議会において仮換地の指定を受け、目下、土盛工事を実施している。	南部地区については、道路舗装、公園整備を除き、おおむね工事が完了し、現在分譲を行っている。

表3-12-5 公害防止事業団による団地造成事業（昭和53年度）

事業名	所在地	企業数	面積	総事業費
堺地区（化学第2次）工場移転用地造成事業 （堺市化学工業団地協同組合）	堺市築港浜寺西町	4	10,000㎡	千円 695,400

第3節 公害防止技術研修等の実施

第1 公害防止技術者研修の実施

企業に対する公害防止技術の普及を目的として、中小企業者及びその技術者等を対象とする研修を実施した（表3-12-6）。

表3-12-6 公害防止技術者研修の実施状況（昭和53年度）

区 分		期 間	日 数	時 間	受 講 者 数
長 期	大 気 汚 染 水 質 汚 濁 騒 音・振 動 廃 棄 物 処 理 等	昭54. 1. 29 }	40	150	51
		54. 3. 30			
短 期	大 気 汚 染	昭53. 6. 27 }	14	38.5	24
		53. 8. 7			
	水 質 汚 濁	昭53. 6. 27 }	15	38.5	24
53. 8. 9					
	騒 音・振 動	昭53. 6. 27 }	15	38.5	20
		53. 8. 8			

第2 中小企業に対する公害防止技術の指導

工業技術研究所及び繊維技術研究所においては、府下の中小企業者を対象に公害防止技術についての相談、指導及び実地の巡回技術指導を実施し、中小企業における公害防止の徹底に努めた。

昭和53年度におけるこれらの指導件数は表3-12-7のとおりであり、このうち公害防止巡回技術指導については、鍛工品製造業、可鍛鑄鉄製造業及び敷物製造業の30企業を対象に実施した。

表3-12-7 公害防止技術相談・指導件数（昭和53年度）

種 別	指導機関	工業技術研究所	繊維技術研究所
大 気 汚 染 関 係		246	6
水 質 汚 濁 関 係		146	37
騒 音 ・ 振 動 関 係		195	36
産 業 廃 棄 物 関 係		92	4
非 用 水 型 研 究		—	14
そ の 他		8	6
合 計		687	103

- (注) 1 非用水型染色加工技術に係る相談については、繊維技術研究所において技術開発した
ものに対する相談、指導に係るものである。
2 「その他」には、有害物質の性質及びその分析方法、公害関係法令関係の相談等を含む。

第3 公害防止研究事業に対する助成

産業公害に関する種々の測定分析や公害防止に関する技術指導等を行うことを目的として設立された財団法人関西産業公害防止センターの行う研究事業の経費の一部について、昭和53年度には次のとおり助成した。

- (1) 助成研究事業 環境試料(工場排水等)中のリン化合物の前処理自動化に関する研究
- (2) 補助金額 1,000千円

第4 環境計量証明事業関係事務の実施

計量法(昭和26年法律第207号)に基づき、環境計量証明事業の登録促進を図るとともに、関係行政機関、関係団体との関係を密にして環境計測の適正化に努めた。昭和54年3月31日現在における環境計量証明事業の登録数は113件である(表3-12-8)。

表3-12-8 環境計量証明事業登録数

(昭和54年3月31日現在)

登 録 区 分	登 録 数
濃 度	81
騒 音 レ ベ ル	32
合 計	113

第4節 特定工場における公害防止組織の整備

工場における公害防止組織の整備を図るため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）に基づき特定工場を設置している者は、当該特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関する業務を管理する公害防止管理者、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者及びそれらの代理人を選任し、知事又は市町村長に届け出ることが義務付けられている。昭和54年3月31日現在における府下855工場からの届出状況は表3-12-9のとおりである。

また、公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させるため、同法第12条に規定する措置の一環として、これら公害防止管理者等を対象として大阪府公害防止管理者等研修会（第6回）を開催した。

表3-12-9 公害防止統括者等の届出状況

(昭和54年3月31日現在)

種類		届出数	統括者等	統括者等代理人	
公害防止統括者			698(365)	675(345)	
公害防止主任管理者			21(4)	24(5)	
公害防止管理者	大気関係	第1種	11(5)	11(5)	
		第2種	73(44)	67(39)	
		第3種	129(48)	120(40)	
		第4種	254(88)	246(79)	
	水質関係	第1種	13(7)	12(6)	
		第2種	219(144)	196(125)	
		第3種	25(5)	24(4)	
		第4種	116(25)	112(21)	
	騒音関係			125(110)	73(57)
	粉じん関係			90(29)	89(29)
	振動関係			137(121)	70(58)
	計			1,192(626)	1,020(463)
合計			1,911(995)	1,719(813)	

(注) ()内は市町村長の権限に係るもので内数である。